

# アーカイブと著作権

横浜国立大学大学院教授

川瀬 真

# 1 本講のポイント

- 情報のアーカイブ化（蓄積）及び活用（オンライン・オフライン）と著作権の関係について知る。
- 話の手順は、
  - △ 情報の種類（著作物であるものとそうでないもの）
  - △ 著作物の利用
  - △ 著作物のアーカイブ化（蓄積）
  - △ アーカイブ化した著作物の送信
  - △ アーカイブ化した著作物の閲覧・複製物等の提供

## 2 情報の種類

### □ 著作物とは

人間が創作した表現物(2条1項1号)

### □ 具体的には(10条)

△ 言語表現物	文章
△ 音声	音楽、講演など
△ 映像	映画、放送番組、映像資料など
△ 美的表現物	絵画、版画、写真、建築物など
△ 図形	地図、図面、図表など
△ その他	コンピュータ・プログラムなど

\* 編集著作物・データベースの著作物

## □ 著作物でないもの

### △ データ自体

- \* 創作性のある図表等になっていれば当該図表等は著作物

### △ お知らせ等の雑報、説明文など

- \* 誰が作成しても同じようなものは創作性なし

### △ 書誌事項

- \* 著作者名 題名、出版者名、発行年など
- \* ただし、抄録については、指示的抄録(数行程程度の簡単なまとめ)と報知的抄録(要約等)で取扱いに差がある。 翻案権(27条)の問題

### △ その他 書式など

## □ 指示的抄録と要約の違い

著作者A

論文

著作者B

指示的抄録

ケース1 抄録が著作物でない場合は自由利用OK

ケース2 抄録が著作物である場合はBの許諾が必要

論文

翻案(創作性)

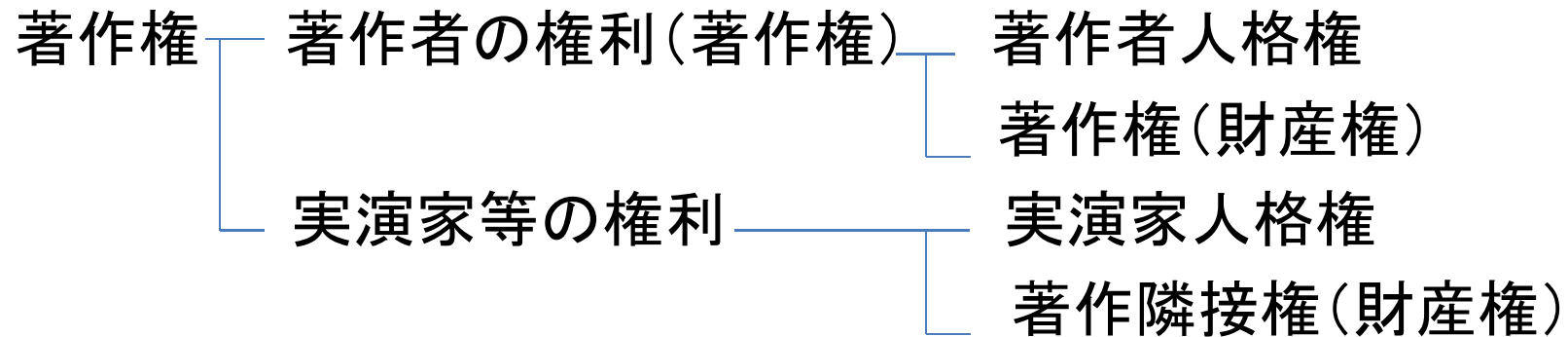
要約

要約の利用に当たってはAとBの許諾が必要

(参考) 著作権審議会第4小委員会報告第2章4新技術に伴う複写複製  
[http://www.cric.or.jp/houkoku/s51\\_9/s51\\_9.html](http://www.cric.or.jp/houkoku/s51_9/s51_9.html)

## 2 著作物の利用と著作権

### □ 著作権の体系



### □ 著作物のアーカイブ化は、主として著作権(財産権)が関係

\* これからは、著作権(財産権)を中心に講義

## □ 最初の手順

著作権者の許諾が必要かどうかを確認

＜許諾の必要がない著作物＞

△ 権利の目的とならない著作物(13条)

\* 憲法等の法令、判決文等

△ 著作権の存続期間が経過したもの

\* 原則著作者の死後50年まで

△ 条約上保護義務のない外国著作物

△ 「著作権の制限規定」の対象行為(特に31条、38条)

(参考)「著作者」と「著作権者」の違い

\* 創作時は著作者＝著作権者。その後の譲渡・相続等により分離することがある。

## □著作権者の許諾を得るための注意点

### △「許諾」と「譲渡」

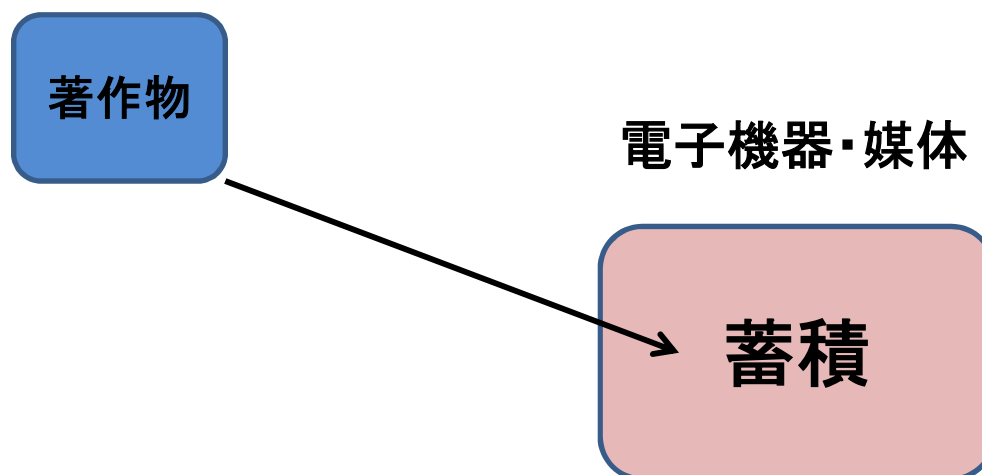
- \* 「許諾」の場合は、原則として、契約の範囲内で著作物が利用できる権限が与えられるだけ（債権的効果）
- \* 契約条件をどうするかが難しい。まず、自分が何をしたいのかを整理する。包括的な利用条件も可能。一般に契約は法律関係を乗り越えることができるので、法律違反になるかどうか明確でないことも契約しておけばよい。
- \* 文書契約をした方がよい
- \* 著作権を管理する団体からの許諾もありうる。
- \* 「譲渡」は自らが著作権者になること 参考 委託契約



## △著作権者不明等で著作権者と連絡できない 場合

\* 文化庁長官の裁定制度の利用(67条)

### 3 著作物のアーカイブ化（蓄積）



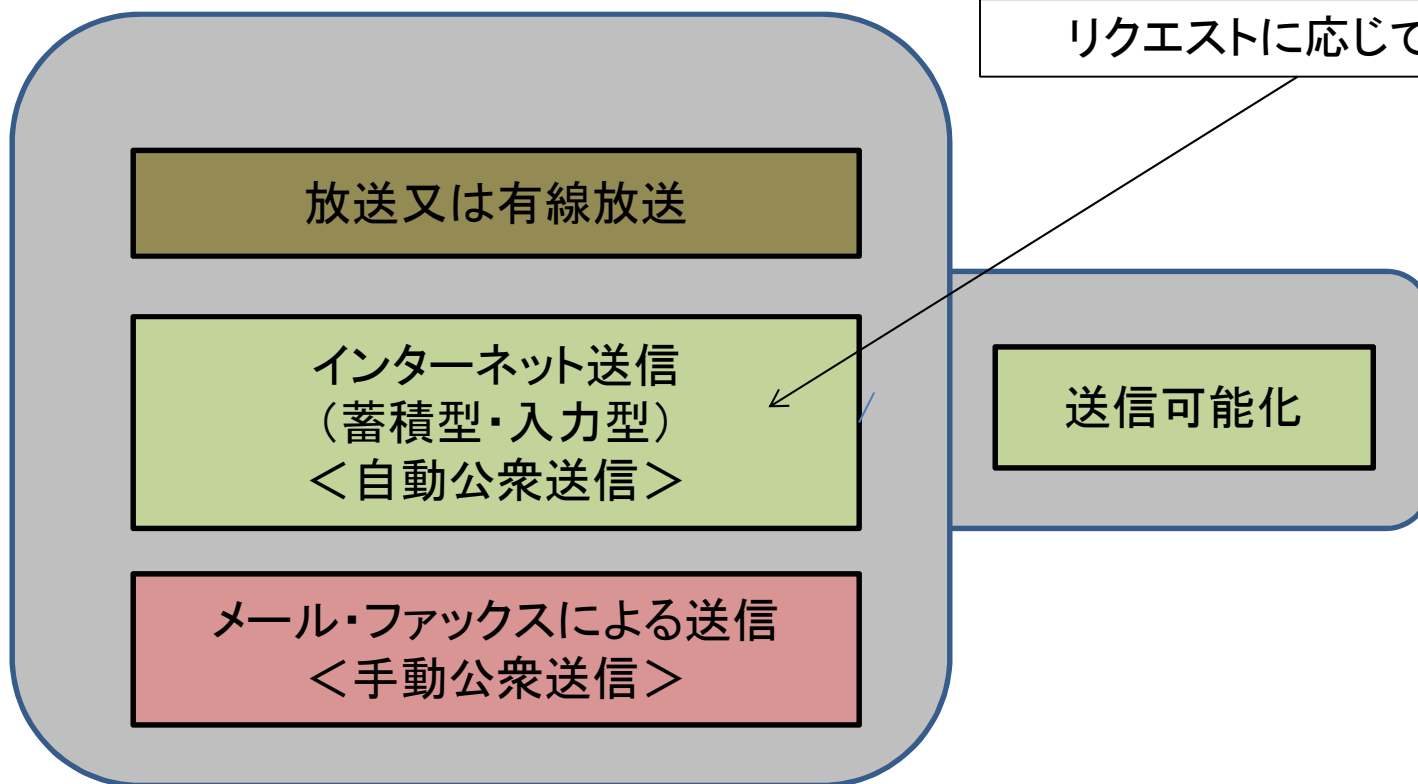
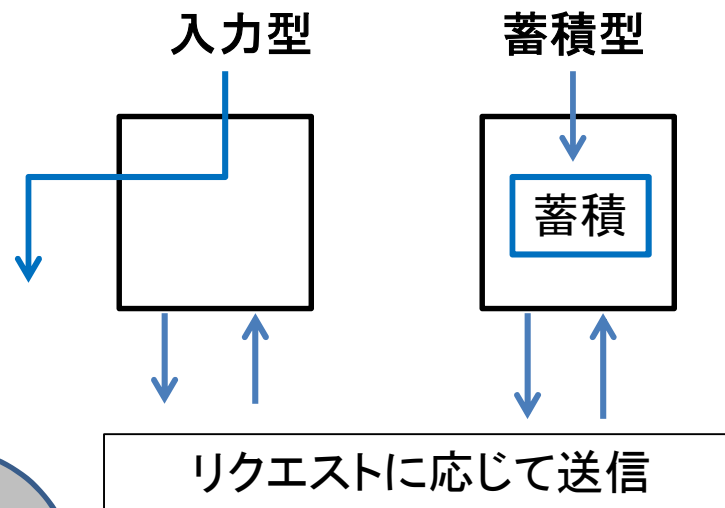
- △「蓄積」は、複製に該当し、複製権（21条）が働く  
複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画等の方法により有形的に再製すること
- △アーカイブ化した情報の集合体は、「データベースの著作物」に該当する可能性あり

## 4 アーカイブ化した著作物の送信



△利用者が公衆(不特定及び特定多数)の場合、公衆送信権(23条1項)の権利が働く。  
公衆送信権は、送信可能化と送信により構成

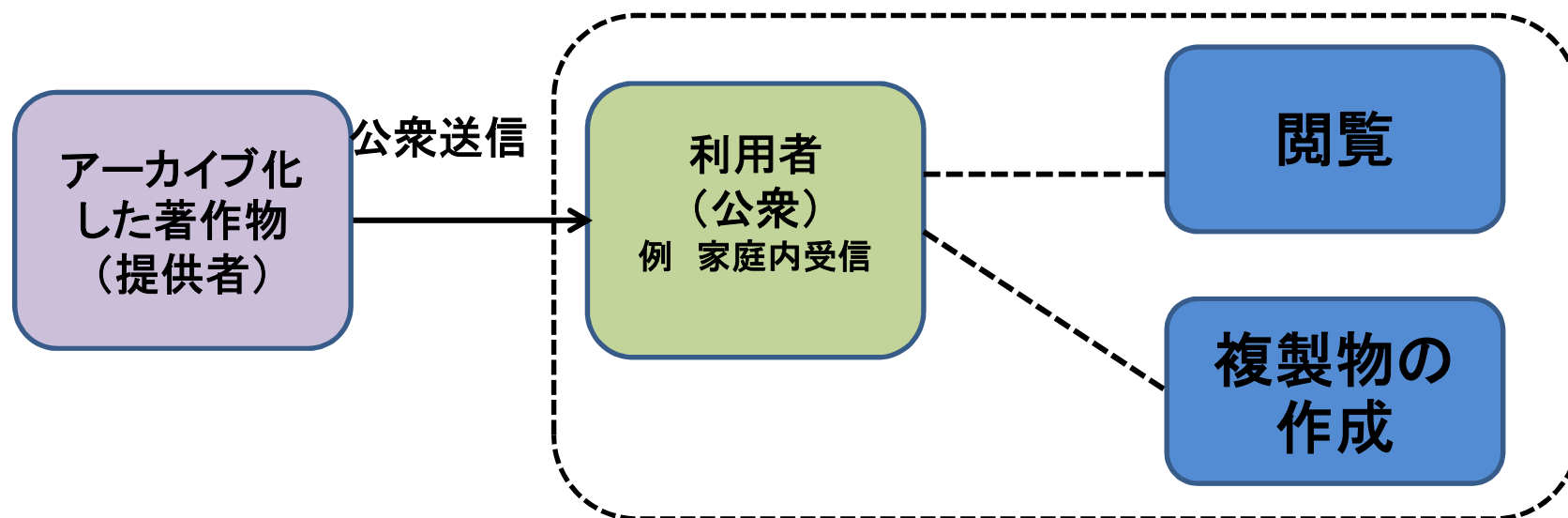
# △ 公衆送信権が及ぶ範囲



# 5 公衆送信された著作物の利用

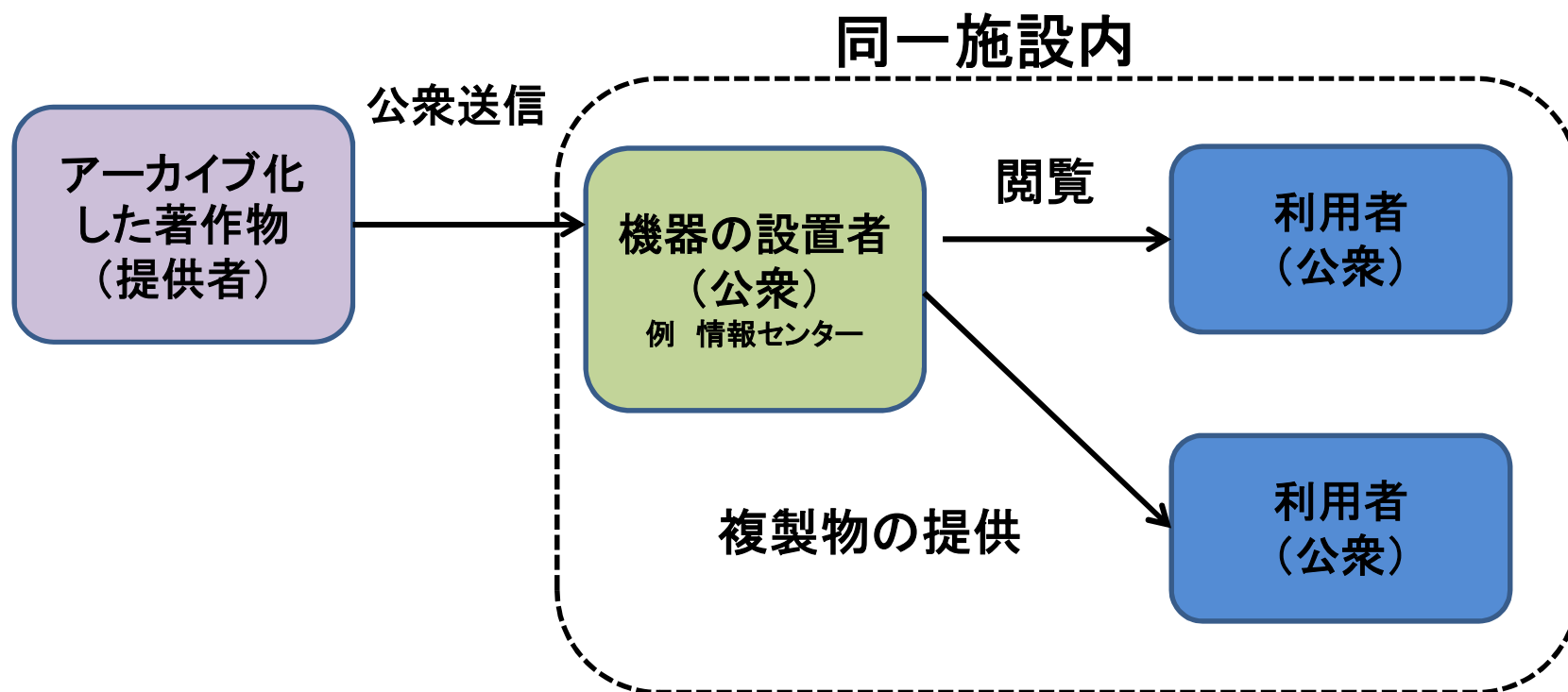
## その1 家庭等で直接受信

## 同一施設内



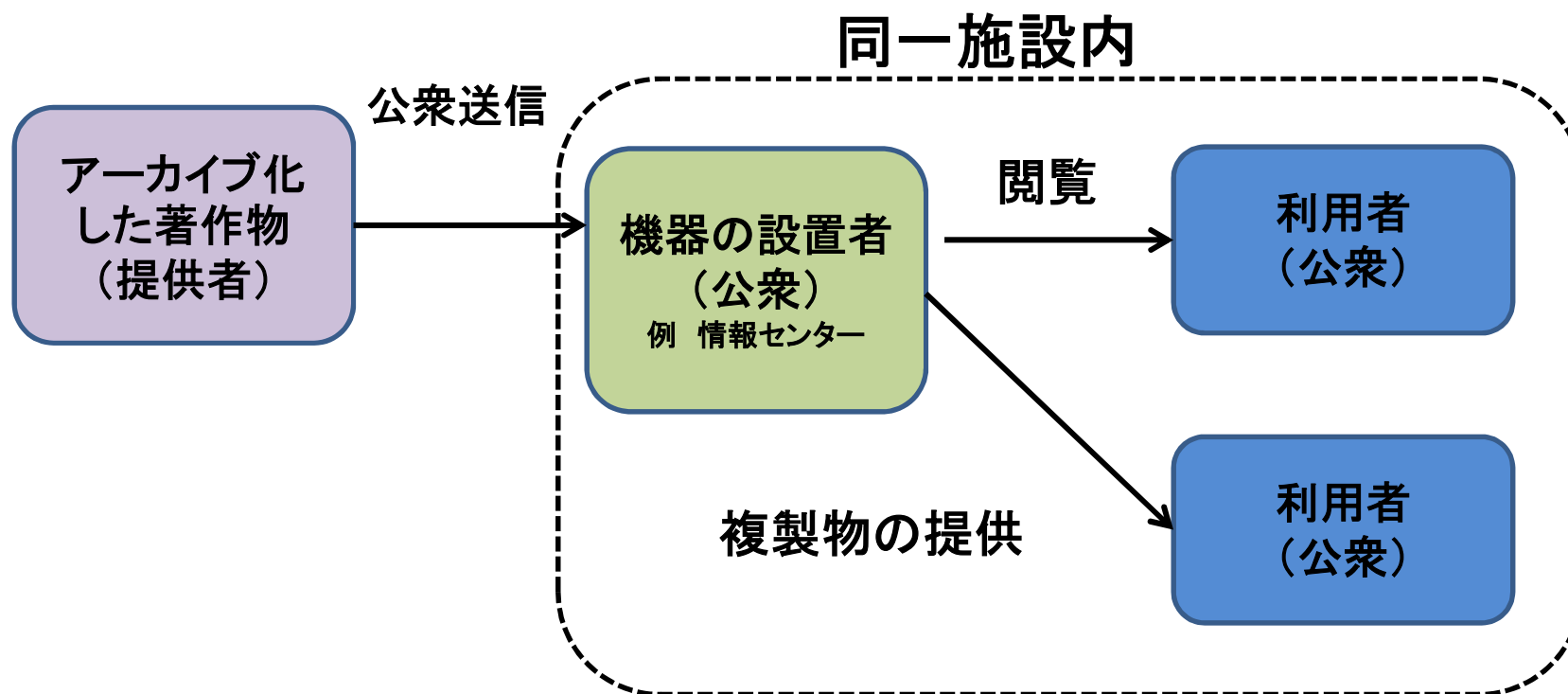
- △ 著作物をモニター画面で閲覧することは、権利なし
- △ 有料配信等における顧客のパソコン等の機器への複製(ダウンロード)は、送信者の行為として考えられているので、複製権(21条)が働く(一般のHPからのダウンロードは利用者の行為)
- △ ダウンロードしたものの複製は、利用者の行為 \* 私的使用のための複製

## その2 情報センター等での利用(難しいので参考)



\* 機器の設置者が著作物の利用主体か、利用者が利用主体かによって、権利関係が違ふ。権利関係は複雑なので省略

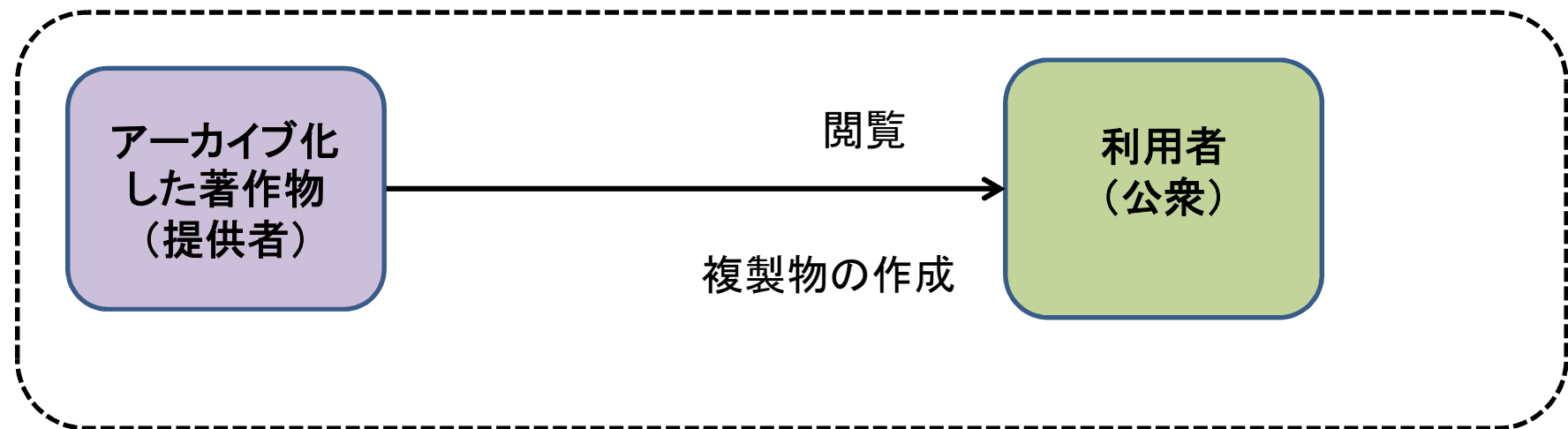
## その2 情報センター等での利用(難しいので参考)



△ 機器の設置者が著作物の利用主体か、利用者が利用主体かによって、権利関係が違ふ。権利関係は複雑なので省略

## 6 公衆送信を経ない著作物の利用

同一施設内



- △ 著作物をモニター画面で閲覧することは、上映権(22条の2)が働く。
- △ 例えば、印刷物を打ち出し利用者に提供することは、原則複製権(21条)及び譲渡権(26条の2)が働く
- △ 利用主体は原則提供者



## 7 著作権の制限(許諾なしに利用可能)

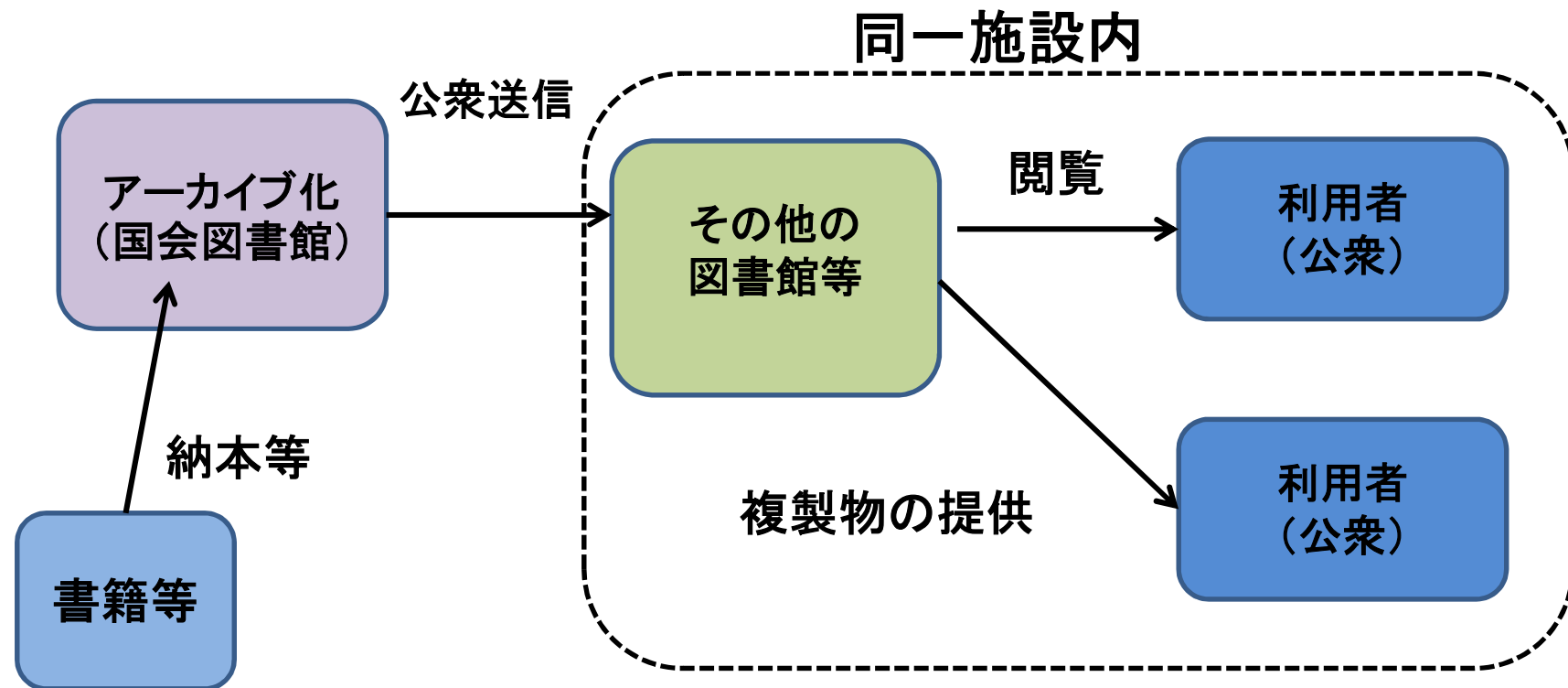
□ 国立国会図書館とその他の図書館等(31条)

△ その他の図書館等(政令1条の3)

\* 公共図書館、学校図書館(小中高を除く。特別法上の学校を含む(防衛大学校、税務大学校等))、美術館・博物館等の図書館等、公的研究所の図書館等 など

\* 企業図書館等は除く

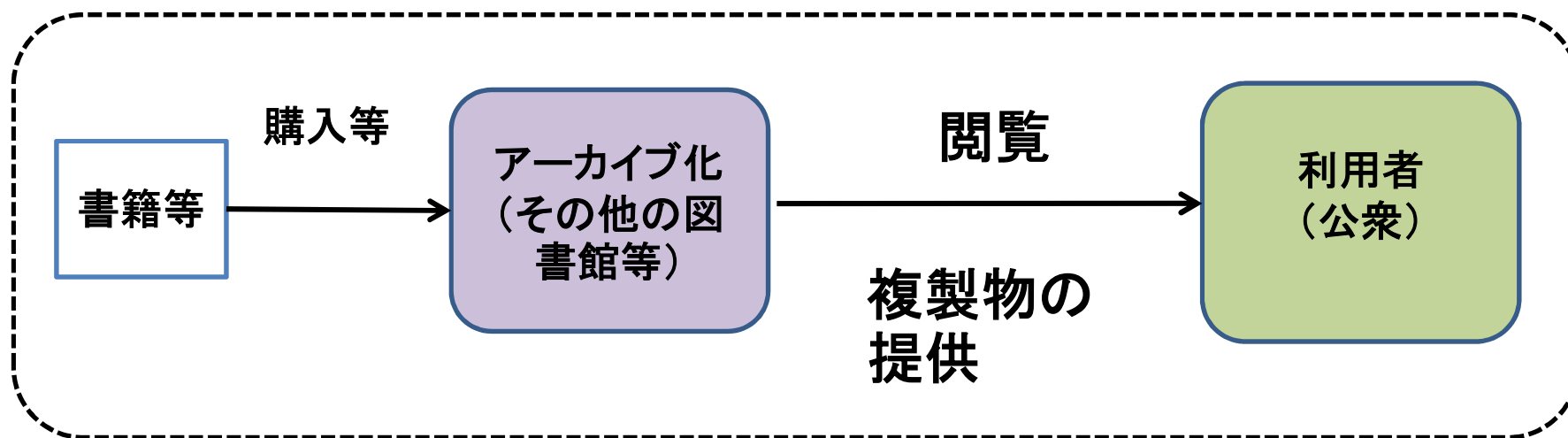
## □国立国会図書館の場合



- △納本後すぐにアーカイブ化（複製）できる（1968年までの書籍等は済み）
- △絶版等の書籍等は「その他の図書館等」へ著作物を公衆送信できる
- △一定範囲で著作物を複製し、利用者へ提供ができる
- △非営利・無料であれば著作物の上映（閲覧）ができる（38条1項）

## □ その他の図書館等

### 同一施設内



- △古書、貴重本等保存の必要性がある場合、アーカイブ化(複製)ができる
- △一定の範囲で著作物を複製し、利用者に提供ができる
- △非営利・無料であれば著作物の上映(閲覧)ができる(38条1項)

## 8 事例

### □著作権が消滅したもの

- △古典籍(貴重書等)資料事業(国会図書館)
- △青空文庫(小説等)(民間)
- △大学所有の古典書アーカイブ事業(東大、京大等)

### □許諾を得て実施

- △歴史的音源アーカイブ化事業(国会図書館)
- △近代化ライブラリー事業(同条)
- △千代田Web図書館(千代田区立図書館)